

「補助金等の見直しに関する中間提言」に対する市の対応方針について

1 「坂東市補助金等交付基準」について

中間提言において、市には補助金を交付するにあたっての基準（ルール）がないことから、基準整備の必要性が指摘された。

◎対応方針

- ① 交付基準については、平成 19 年度中に策定する（パブリック・コメントを実施する。）。
ただし、交付基準の適用は平成 21 年度の予算編成からとする。
- ② 交付基準の内容については、検討委員会の交付基準をベースに、新たな交付基準（案）を作成した。
- ③ 平成 20 年度については、補助金所管課による実施事業の自己診断（交付基準との照合）、補助金等の精査、補助団体等への説明、周知を実施する期間とする。

※平成 20 年度の予算編成については、市単独補助金について一律 5%削減（平成 19 年度予算ベース）とする。

※平成 19 年 12 月 25 日から平成 20 年 1 月 29 日の期間において、パブリック・コメントを実施。

2 「ランク別の評価」への対応について

中間提言では、検討委員会が審査した補助金等について、ランク別（評価点数方式）での評価がなされた。

区分	提言内容
A ランク	・継続すべき補助金であり、補助水準を据え置くべきである
B ランク	・補助水準を平成 18 年度基準で 80%とすべきである
C ランク	・補助水準を平成 18 年度基準で 70%とすべきである
D ランク	・廃止すべきである

◎対応方針

A～D ランクごとに一律の対応（削減）とするのではなく、市が補助金等を交付するにあたっての基準となる「坂東市補助金等交付基準」を策定し、基準に適合した対象事業費を市補助金として交付する。

3 「補助金交付制度の提案」への対応について

検討委員会では、「補助金交付制度に関しては問題も多く、大幅な見直しが必要であると痛感した」とのことから交付制度への提案がなされた。

(1) 透明性の確保

提案内容	対応方針	備考
①補助対象事業に関して、すべての領収書のコピーの提出を義務付ける。	・補助対象事業に関する領収書の写しの提出を義務付ける（H19 交付分から適用する。）。	H19
②補助金等交付申請書、事業計画変更申請書、実績報告書、別に定める関係書類、事業報告書、収支決算書、領収書のコピー、活動を示す資料、（パンフレット、広報紙、HP など）を所管課が一括保管する。	・事業報告書、補助対象事業に関する領収書の写し、活動を示す資料等を所管課は一括して保管する。	H19
③補助金執行後の事後確認を強化するためにも、実績報告書をホームページで公開する。	・実績報告書を市ホームページにて公開する（H21 交付分から公開する。）。「交付基準 6（3）」	H21
④迂回補助を撤廃する。	・補助団体等は市から重複して補助金等を受けることはできない。 「交付基準 4（4）」	H21

(2) 責任体制の確立

提案内容	対応方針	備考
①市本来の事業については、委託料等として支払うべきである。	・補助金以外での支出が可能なものは支出項目を見直す（H20 予算編成から実施する。）。	H20
②交付要綱を定め、目的、内容、効果の検証方法、終期を定めるべきである。	・各補助金等の交付要綱を策定する。 ・市単独事業の補助金等については、同一団体等への交付はすべて 3 年以内の終期を設定する。「交付基準 3 (2)」	H20
③各所管課及び補助団体において補助金担当責任者を配置するなどし、執行内容は勿論、活動内容に関しても応答責任を明確にする。	・補助金所管課は、事業内容を十分把握するとともに、説明責任を果たす。	H19
④禁止する使途を明文化する。	・補助対象外経費の明確化 「交付基準 4 (1) ～ (4)」	H21
⑤補助金の使途については、「事業費」と「団体運営費」とを峻別し、原則として「事業費」のみに補助すべきである。	・補助対象外経費の明確化 「交付基準 4 (1) ～ (4)」	H21
⑥補助事業の収支予算書及び収支決算書において、市補助金の充当先が明確になるように、「市補助金充当額」の欄を設けて記載すべきである。	・市補助金等の充当先が明確になるよう、現行の坂東市補助金等交付規則（様式等）を見直す（H19 規則変更、H20 交付分から適用する。）。	H19
⑦補助団体は、極力独自に事務処理すべきである。	・原則として、市担当者は団体等の事務局を兼務しない。「交付基準 2 (5)」	H21

(3) 行政の効率化

提案内容	対応方針	備考
①同種補助事業、類似補助事業は統合整理する。特に、岩井と猿島に同種補助団体がある場合には、速やかに統合すべきである。	・同種補助事業、類似補助事業の統合整理を推進する。	H19
②繰越金が補助額を超える場合には、補助しない。	・繰越金が補助額を超える場合には、補助額を調整する。「交付基準 5 (5)」	H21
③競争的資金制度を活用できるような環境（補助団体への周知等）を整備する。	・競争的資金制度を活用できるような環境の整備に向け検討（調査）する。	H20

(4) 適時性の確保

提案内容	対応方針	備考
①新たな補助事業創出に向けて、どのようなシステムを構築していくか検討すべきである。	・新たな補助事業創出に向けたシステム構築を検討（調査）する。	H20
②市民と行政との協働を前提に、終期を定めた公募補助金制度の導入を検討する。	・公募型補助金制度の導入を検討（調査）する。	H20

(5) 評価制度の確立

提案内容	対応方針	備考
①第三者機関による補助事業の評価制度を本格的に整備する。	・第三者による評価制度の導入を検討（調査）する。	H20
②各所管課による評価制度を導入する。	・各所管課による評価制度（補助金等評価シート）の導入を検討（調査）する。	H20